

期限の切れた文具券

昨年、祖母から子供の入学祝に5千円分の文具券をもらいました。使わずにそのまましまっておりましたが、先日、スーパーの文具コーナーで使おうとしたところ、期限切れで使用できないと言われてしまいました。他の商品券には、有効期限はないのに、なぜ文具券には有効期限があるのでしょうか。文具券の発行元へ問い合わせましたが、腑に落ちません。

使われなかった5千円はいったいどうなるのでしょうか。また、有効期限があることをもっと告知すべきではないでしょうか。
(40代女性からの相談)

処理概要

プラザにて文具券を確認したところ、表面に有効期限は記載されており、法的には問題がないものでした。使われなかった料金の行方について、前払式証票発行協会の窓口にお問い合わせをしたところ、使われなかった5千円は、売り上げとして計上され、課税されるということでした。相談者にその内容を伝え、それでも納得できなければ代表者宛に、問い合わせと意見要望を書面にして出してはどうかと説明をし、書き方送付方法を助言しました。

☆ ポイント

なぜ有効期限があるの？

文具券は、1978年から発行されている文房具類と引き換えられる有価証券（金券）です。新入学のお祝いとして図書券と同様に贈り物として利用されております。当初は無期限に使えたことから、贈られた文具券が死蔵されることが予想以上に多く、これを解消するため、2007年に有効期限が設定されました。

有効期限を過ぎた文具券は無効になるため、文具券に表示されている有効期限内に使わなければなりません。

いろいろな金券

私たちの暮らしの中には、様々な金券が存在します。商品券・図書券・ビール券・テレホンカード等がその一部です。これらのものは前払式証票といわれます。商品券や図書券のように有効期限のないものもあれば、乗車券や映画のチケットのように期限の定められているものもあります。

ただし、商品券を購入したデパートが倒産した場合は、発行元の倒産(破産)となり、商品券は使えなくなる恐れがあります。けれども、商品券が“紙くず”同然になってしまうわけではありません。「前払式証票の規制等に関する法律」に基づき、所定の手続を財務局で行えば、未使用分のおよそ半額程度は還付されます。しかし、「前払式証票の規制等に関する法律」には法定除外・適用除外のものもあります。

文具券は、前払式証票に該当しますが、有効期限の切れたものに限っては、利用することも還付することもできません。

金券と上手に付き合うために

もらった人が自由に好きなものを選べる金券ですが、文具券のように有効期限のある物は、期限切れに注意しなければなりません。期限については、法的には券面に表示をすることが定められておりますが、周知方法についての規定はなく、一般的には各社の努力に委ねられております。